

産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物収集運搬業
(積替え・保管を含まない)

変更届・廃止届の手引

令和7年3月26日

和歌山県循環型社会推進課

〒 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL 073-432-4111 (代表)

073-441-2692 (直通)

FAX 073-441-2685

はじめに

- この手引は、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業に関する変更届及び廃止届の提出方法について解説しています。
- 申請書の提出方法については、「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引」を参照してください
- 次に掲げる事項を変更する場合には、届出ではなく「変更許可申請」が必要です。
 - ・ 取り扱う廃棄物の種類を増やす場合（限定の解除を含む。）
 - ・ 石綿含有産業廃棄物の取扱いを無から有に変更する場合
 - ・ 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取扱いを無から有に変更する場合
 - ・ 「積替え保管を含まない」から「積替え保管を含む」許可に変更する場合

目 次

1	変更届出事項及び必要書類一覧	1
2	届出に際しての留意事項	2
3	届出方法等	2
4	届出の流れ	4
	【記入例】	5
①	法人の名称の変更、個人事業主の氏名の変更	6
②	法人の本店所在地の変更、個人事業者の住所の変更	7
③	法人の役員及び株主の変更	8
④	登録車両の変更	11
⑤	廃止届	14

1 変更届出事項及び必要書類一覧

下表以外の変更事項については、提出先（p3参照）に問合せください。

変更内容	必要書類	許可証の書換え
車両	①変更届出書、②運搬車両一覧（第2面）、③車両の写真（第6面）※1、④車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査記録事項のみを添付） ※②の車体の形状、最大積載量、所有者又は使用者は、車検証の内容をそのまま、転記してください。（「車検証のとおり」との記載は不可） ※②の備考欄には、新規、継続、廃止のいずれかに丸を付してください。 ※④は届出時点で有効期限が過ぎていないものを添付してください。 ※ 車両を借り受ける場合は、車両の使用権原に関する証明書〔別紙3〕が必要です。 ※③、④は、追加する車両のもののみ添付してください。 ※車両ナンバーを変更する場合も、変更の届出を行ってください。	無
氏名又は名称	①変更届出書、 ②住民票（法人にあっては、定款及び法人の履歴事項全部証明書）	有
住所	①変更届出書、②事務所及び事業場付近の見取図、③住民票（法人にあっては、法人の履歴事項全部証明書）	有
政令使用人（個人、法人）	①変更届出書、②住民票、③登記されていないことの証明書（成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書） ※ 政令使用人の退任のみの場合は、②、③は不要です。	無
法人の代表者	①変更届出書、②役員等の変更等に係る新旧対照表〔別紙5〕、 ③法人の履歴事項全部証明書	有
法人の役員（代表取締役、取締役、監査役）	①変更届出書、②役員等の変更等に係る新旧対照表〔別紙5〕、 ③住民票、④登記されていないことの証明書（成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）、⑤法人の履歴事項全部証明書 ※株主が役員となる場合、役員の新任及び役職名の変更のみの場合は、③、④は不要です。	無
法人の株主（5%以上の者）	①変更届出書、②役員等の変更等に係る新旧対照表〔別紙5〕、 ③住民票（株主が法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書）、 ④登記されていないことの証明書（成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書） ※株主の減少のみの場合及び役員が株主となる場合は、③、④は不要です。	無

※1 車両の写真は、カラーで鮮明なものとし、次のものを貼付してください。

① 車両の前面（真正面）の写真（ナンバープレートが確認できるもの）

② 車両の側面（真横）の写真（車体の表示が読み取れるもの）

※車両が大型のため車体の表示（産業廃棄物収集運搬車、会社名、許可番号下6桁）が読み取れない場合は、表示部分の拡大写真を追加してください。（p13参照）

※2 住民票は、本籍を含み、マイナンバーの記載がないものを添付してください。

※3 成年被後見人又は被保佐人に該当することにより、登記されていないことの証明書が提出できない場合は、当該審査をするために必要と認められる書類を個別に判断するので、あらかじめ提出先（p3参照）に御相談ください。

※4 政令使用人とは、申請者の使用者で次に掲げるものの代表者であるものをいいます。

① 本店又は支店（商人以外の者には、主たる事務所又は従たる事務所）

② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権原を有する者を置くもの

2 届出に際しての留意事項

- (1) 届出書類への押印はすべて不要です。
- (2) 届出を行政書士等に委任される場合は、委任状が必要です。押印は不要ですが、届出者の本人確認をさせていただく場合や委任内容について委任者に電話で確認させていただく場合があります。
- (3) 住民票、法人の履歴事項全部証明書及び登記されていないことの証明書は、発行日から3か月以内のものを提出してください。なお、これらの証明書類は提出時に原本を提示すれば、写しを提出することができます。
- (4) 同時に二以上の申請書又は届出書を提出する場合であって、添付書類が同一であるときは、一の申請書又は届出書にその書類を添付すれば、他の申請書又は届出書には、その書類の添付を省略することができます。この場合、他の申請書又は届出書には、添付書類を省略した旨の申立書（参考様式をホームページに掲載しています。）を添付してください。
- (5) 届出内容が複数の項目に及ぶ場合でも、1つの届出書に記載して提出することができます。
- (6) 次の場合は、返信用のレターパック等を御用意ください。
 - ア 送付により届出した場合で、届出書の副本や添付書類の原本の返却を希望される場合
 - イ 許可証の書換えを伴う場合で、新しい許可証の送付を希望される場合

3 届出方法等

(1) 届出方法

送付又は持参

ただし、車両の変更については、オンラインでも届出いただけます（③の URL 参照）。

① 送付により届出される方へ

控えへの受付印の押印とその返送を希望される場合は、返送用のレターパック又は封筒（控えの重量に応じた郵便切手を貼付し、宛名を記載したもの）を同封してください。

新しい許可証の発送を希望される場合及び住民票等の原本の返却を希望される場合も同様です。

② 持参により届出される方へ

受付時間は平日の午前9時から12時まで及び午後1時から5時まで ※予約不要

③ 車両の変更に係る URL

<https://logoform.jp/form/WEVN/700227>

(2) 届出部数

- ・ 県庁に提出する場合 正本1部
- ・ 保健所に提出する場合 正本1部、副本1部
※副本は、正本の写し（コピー）で構いません。
※届出者の控えが必要な場合は、別途御用意ください。

(3) 手数料

不要

(4) 提出期限

変更後10日以内。ただし、法人で履歴事項全部証明書の提出が必要な場合（法人の名称、住所、代表者又は役員の変更）は、変更後30日以内

(5) 提出先（送付又は持参の場合）

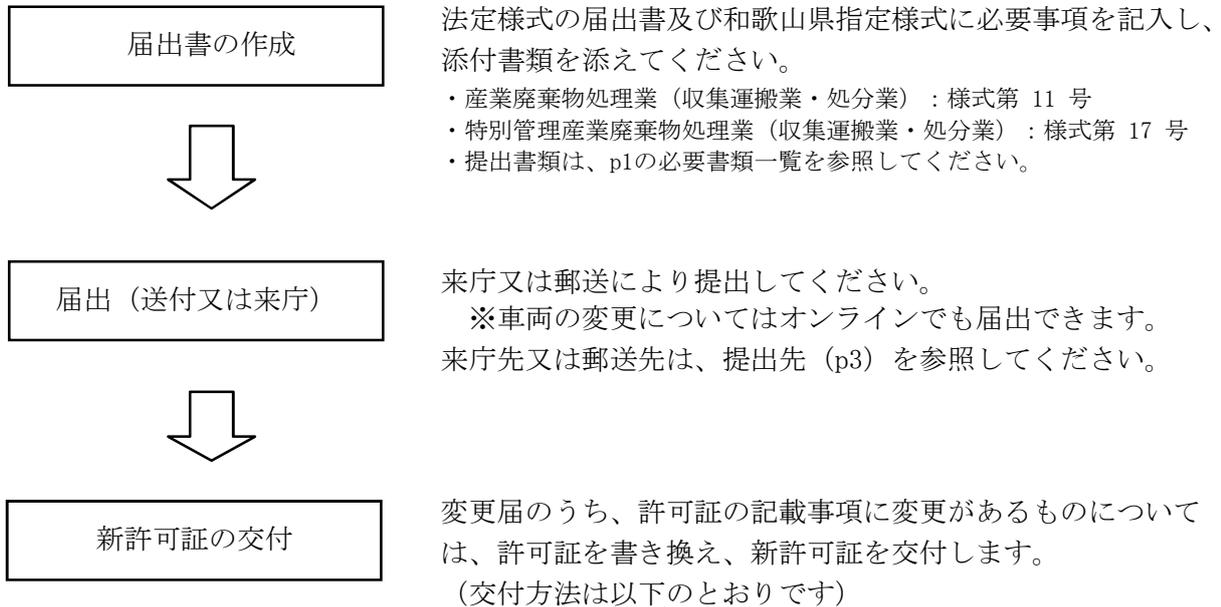
法人にあつては事務所本店の所在地が、個人にあつては住民登録をした市町村が、県内（和歌山市を除く。）に存する場合は、その市町村を所管する県立保健所衛生環境課又は串本支所保健環境課、その他の場合（和歌山市又は県外の場合）は、県庁循環型社会推進課に提出してください。

提出先一覧

名称（管轄区域）	TEL	所在地
循環型社会推進課 （和歌山市、県外）	073-441-2692	〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1
海南保健所 衛生環境課 （海南市、紀美野町）	073-482-0600	〒642-0022 海南市大野中 939
岩出保健所 衛生環境課 （岩出市、紀の川市）	073-663-0100	〒649-6223 岩出市高塚 209
橋本保健所 衛生環境課 （橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町）	073-642-3210	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927
湯浅保健所 衛生環境課 （有田市、湯浅町、広川町、有田川町）	073-763-4111	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1
御坊保健所 衛生環境課 （御坊市、美浜町、日高町、由良町、 日高川町、印南町）	073-822-3481	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2
田辺保健所 衛生環境課 （田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、 すさみ町）	073-922-1200	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1
新宮保健所 衛生環境課 （新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村）	073-522-8551	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8
新宮保健所 串本支所 保健環境課 （串本町、古座川町）	073-572-0525	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193

4 届出の流れ

(1) 届出の流れ



(2) 新許可証の交付

新許可証は、提出先での直接交付又は発送により交付します。

① 提出先での交付を希望する場合

- ・許可証の書換えが済み次第、電話等により連絡しますので、提出先の窓口にお越しください。
- ・新しい許可証は旧許可証と交換で交付しますので、旧許可証をお持ちください。

② 発送による交付を希望する場合

- 次のいずれかの方法で、旧許可証を提出先まで返却してください。
 - ・変更届出書の提出時に旧許可証を返却する。
 - ・新許可証の交付を受けた後、速やかに旧許可証を提出先に送付する。
- ※新許可証を受領した際は、同封する受領書に御記入の上、返信をお願いします。

【記入例】

変更届出書の作成にあたっては、次ページ以降の記入例を参考にしてください。

産業廃棄物処理業 **廃止変更** 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更〇に〇を付けてください。

和歌山県知事 様

直近の許可日及び、
11ケタの許可番号
(許可証の右上に記載されている番号)
を記入してください

届出者住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成**年**月**日付け第030*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	名称の変更 〇〇株式会社	名称の変更 □□株式会社

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止又は変更の理由 名称変更のため

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（履歴事項全部証明書を添付すべき場合にあつては30日以内）に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物処理業 **廃止
変更** 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更に〇を付けてください。

和歌山県知事 様

届出者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

直近の許可日及び、
11ケタの許可番号
(許可証の右上に記載されている番号)
を記入してください

平成**年**月**日付け第030*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止
変更**したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	本店所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	本店所在地 □□県□□市□□□丁目□番□号

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止又は変更の理由 **本店移転のため・住所変更のため**

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（履歴事項全部証明書を添付すべき場合にあっては30日以内）に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物処理業 **廃止変更** 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更に〇を付けてください。

和歌山県知事

届出者住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

直近の許可日及び、11ケタの許可番号（許可証の右上に記載されている番号）を記入してください

平成**年**月**日付け第030*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙5のとおり	別紙5のとおり

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	S〇〇.〇〇.〇〇 代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
□□ □□ □□ □□	S××.××.×× 取締役	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
△△ △△ △△ △△	S**.**.*.* 代表取締役	辞任

廃止又は変更の理由 **役員変更のため**

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（後述の手続き書類を添付する場合にあっては30日以内）に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

追加又は削除する役員を記入してください。欄が足りない場合は、「別紙5のとおり」と記入の上、同表を添付してください。

（日本産業規格 A列4番）

役員等新旧対照表					
新（変更後）			旧（変更前）		
役職	氏名	変更内容	役職	氏名	変更内容
代表取締役	〇〇 〇〇	役職変更	代表取締役	△△ △△	退任
取締役	□□ □□	就任	取締役	〇〇 〇〇	
取締役	×× ××		取締役	×× ××	
監査役	◎◎ ◎◎		監査役	◎◎ ◎◎	

新たに就任した者

氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
□□ □□	s〇〇.〇.〇	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番
	取締役	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

※変更届表紙に書ききれない場合はこちらにご記入ください。

役員等新旧対照表					
新（変更後）			旧（変更前）		
役職	氏名	変更内容	役職	氏名	変更内容
株主	△△ △△	50% →20%	株主	△△ △△	50%
株主	〇〇 〇〇	20%	株主	〇〇 〇〇	20%
株主	×× ××	20%	株主	×× ××	20%
株主	◎◎ ◎◎	10%	株主	◎◎ ◎◎	10%
株主	□□ □□	新任 30%			

新たに就任した者

氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
□□ □□	s〇〇.〇.〇	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番
	取締役	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

※変更届表紙に書ききれない場合はこちらにご記入ください。

産業廃棄物処理業 **廃止
変更** 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更にご記入ください。

和歌山県知事 様

届出者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

直近の許可日及び、11ケタの許可番号（許可証の右上に記載されている番号）を記入してください

平成**年**月**日付け第030*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止
変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙（運搬車両一覧）のとおり	別紙（運搬車両一覧）のとおり

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止又は変更の理由 **車両の購入及び廃車**

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（履歴事項全部証明書を添付すべき場合にあっては30日以内）に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本産業規格 A列4番）

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	ダンプ	和歌山100 あ1111	〇〇〇kg	〇〇株式会社	新規 継続 廃止
2	ダンプ	大阪100 あ1111	〇〇〇kg	〇〇株式会社	新規 継続 廃止
3	キャブオーバー	京都100 あ1111	〇〇〇kg	〇〇株式会社	新規 継続 廃止
4	キャブオーバー	奈良100 あ1111	〇〇〇kg	〇〇株式会社	新規 継続 廃止
5					新規 継続 廃止
6					新規 継続 廃止
7					新規 継続 廃止
8					新規 継続 廃止
9					新規 継続 廃止
10					新規 継続 廃止

車検証の内容をそのまま、転記してください。
(「車検証のとおり」との記載は不可)

事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号 (変更のない場合は記載不要)

駐車場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号 (変更のない場合は記載不要)

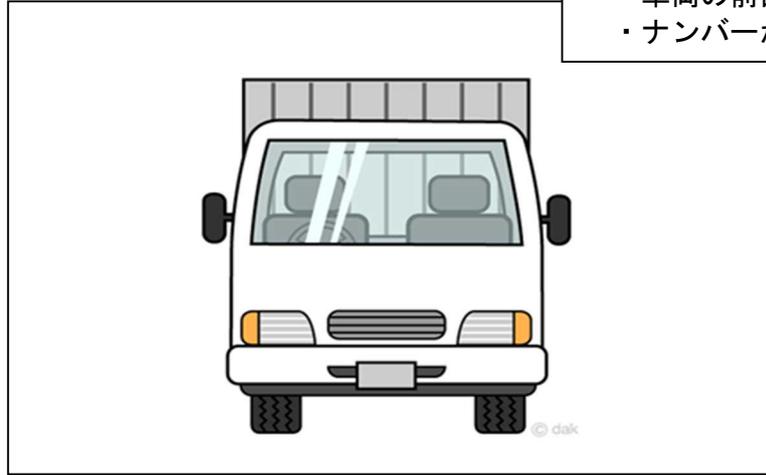
(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
(変更のない場合は 記載不要)			

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号 **和歌山 100**
あ 11-11

前
面
写
真



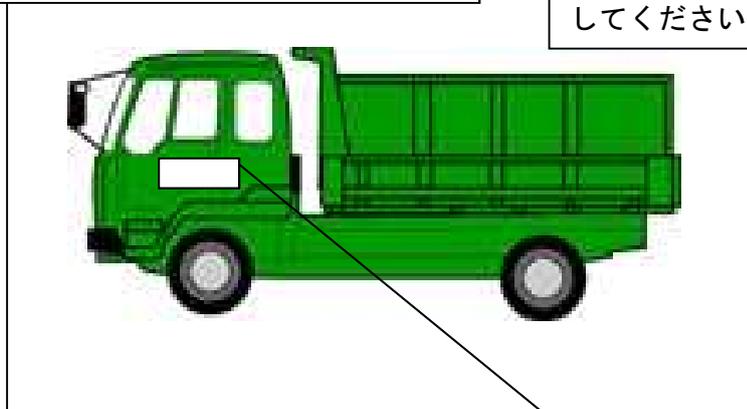
注意事項

- ・車両の前面（真正面）を撮影。
- ・ナンバーが確認できること。

側
面
写
真

注意事項

- ・車両の側面（真横）を撮影。



注意事項

車両の写真から車体の表示が読み取れない場合、表示部分を拡大した写真を添付してください。

産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
000000号

撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書
変更

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 様

廃止に〇を付けてください。

届出者 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

直近の許可日及び、11ケタの許可番号（許可証の右上に記載されている番号）を記入してください

平成**年**月**日付け第030*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。
変更

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	産業廃棄物収集運搬業を廃止	
	廃止届には許可証の原本を添付して提出してください。	
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
廃止又は変更の理由	業務廃止のため	
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（履歴事項全部証明書を添付すべき場合にあっては30日以内）に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本産業規格 A列4番）